

タイヤル族の社会変化, そして, 人々は甦るか?

山路 勝彦

一年間にわたるオーストラリア滞在の後, 1988年暮れ, 筆者は二年ぶりに台湾を訪れる機会をもった。そのときに感じた印象は, この二年間に台湾はすっかり変わった, という事だった。1987年に戒厳令は撤廃され, 生活のかんりの面にわたって自由化が進展し, 台北の目抜き通りを歩いているだけでも, 東京や大阪でみるのと同じ光景にぶつかりあうのも, 決して珍しくはなかった。筆者が最初に訪れたのが1972年のことで, 当時はまだ片田舎にすぎなかったのが, 経済の高度成長の波に乗ってその後, 街並は格段に近代化されていった。数年前から, マクドナルドが進出し, 青年はそこに立ち寄ってハンバーグを注文し, そして歩きながらアイスクリームを食べるといった光景がみられるようになった。日本料理店もめっきり増え, 日本でも有名なスーパーマーケットのチェーン店, たとえばセブン・イレブン, そして現在では「そごうデパート」も開店し, かくして日本の日常品も大量に出回るといふ時勢になった。驚くことにパチンコ店も至る所で見ることが出来る。

政治的動きも変わった。戒厳令撤廃前は, 議会は国民党の支配下におかれていたが, 今では複数政党制を許容し, その結果, 野党として「民進党」が活躍している。民間人の間でも, 大陸への訪問も頻繁になされ始めたし, 大陸との緊張関係もだいぶ薄らいだ。総統(大統領)職も二代にわたる将親子(蒋介石, 経国)から, 現在は台湾出身者に受け継がれている。

このような自由化の波に即応して, 台湾諸族の権利回復への運動も活発化してきた。伝えられるところでは, すでに早く1980年代始めにこの種の運動が開始され始めたというが〔イバン・ユカン 1989: 302-10〕, 大きな広がりを見せ始めたのは, やはり戒厳令撤廃以後のことである。1984年に

は, 「台湾原住民権利促進会」が結成され, 台湾全土のマイノリティが「原住民」という呼称のもとで活動し始めたが, 88年に至って, 台湾諸族が団結しての「土地返還運動」のための示威行進が台北で決起された。そして, わがフィールドのマイリナフでも, 「土地返還運動」が進められるようになった。

さきの論文では, タイヤル族の将来について筆者はきわめて悲観的な観方に立っていた〔山路勝彦 1987a, 1987b〕。そしてその認識は現在でも同じなのだが, この数年間の動き, つまり台湾の本来の住民として「認同(アイデンティティ)」を取り戻す運動は, 彼らの将来についてかすかな光明をもたらしてくれるようにもみえる。興味深いことには, こうした一連の過程はオーストラリア・アボリジニーの近年の動きとすこぶるよく似ている。オーストラリアの現状を眺みながら, 台湾のおかれている状況を最初に指摘したのはニューウェルだが〔Newell, W. H. 1988〕, 彼の先行研究に触発されながら, それを追う形として, ここに最近の台湾諸族の抱える問題について取り上げてみることにしよう。

1 原権会の成立と「原住民」

いささか概説風になるが, 台湾に数千年前から住むオーストロネシア系統の人々, したがって真正銘の台湾人に対する総称的名称から問題を掘り起こしてみよう。彼らに対しては, 古くから「高砂族」, 「高山族」などの総称的名称があてがわれてきたことは, よく知られている。「高山国」といえば, 豊臣秀吉が文禄二年に原田孫七郎を「高山国」に使わして入貢を促したという歴史的事実があり, 早くから台湾は日本人の関心を引き付けてきたことがうかがえる。

だが、当面はこれらの名称の歴史的由来はまったく重要でない。大切なことは、これらの名称は外部勢力が名付けたものであって、もとより彼らにとって外在的なものでしかなかった、という事実である。では、彼らが別の、つまり固有の総称的名称で台湾に住む諸族を把握していたかといえ、決してそうではなかった。すでに理解されたように、彼らはタイヤル族、アミ族、パイワン族など多くの言語集団に分かれて、それぞれが個別的世界に住み、政治的に統一されることがなかった。このような状況下では、彼らを総称する名称は存在していなかったとしても、それは当然であった。狭い生活圏に割拠し、他の集団と没交渉の状態に住んでいるかぎり、そうした総称的名称はまったく必要なかったのである。

しかしながら、外部の勢力、つまり日本や中国が台湾に押し寄せたとき、彼らは、個々の集団と個別に対応し、その違いを認識するというよりも、まずもって政治的意図から、台湾という地理的に限定された範囲の住民を総括的に把握する必要に迫られた。その結果として、中国人は、中華思想との絡みから、化外の民という理由で、「蕃人」、「生蕃」という名称を与えた。日本の植民地当局もこれらの用語を踏襲しつつも、新しく「高砂族」という名称で彼らを呼ぶようになった。

戦後になって事情は一変し、「蕃人」、「生蕃」なる呼称が差別的用語のために公的用語から放逐され、同時に「高砂族」という名称自体が日本当局による命名のため廃止され、かわって「高山族」という名称に改められた。後に「山胞」という名称が考案されたが、いずれもこれら中国式的名称には山に住むという側面が強調されている。だがよく考えると、こうした名称はいささか奇妙である。台湾諸族のうち、タイヤル族やパイワン族は山岳地帯に居住するが、アミ族やピューマ族はもともと東海岸の平地帯に住むため、文字どおりの意味では「山胞」とはいえないからである。こうした矛盾を解くために、「平地山胞」と「山地山胞」という奇妙な複合語彙が登場する。けだし、これもまことに奇妙である。「平地に住む山の民」とは矛盾した表現に他ならないからである。

今では、少なからずの人たちは、「高砂族」、そして「高山族」、「山胞」という名称を嫌っている。

不評を買う原因はさまざまだが、たとえば、「高砂族」とは「高い山に住んでいて、砂のように団結心がない人たち」という解釈のもとで嫌われるし、多くのアミ族は、山に住んでないのに「山胞」とは事実認識を歪めてしまう、と非難する。だが、ここで大切なことは、これらの名称がすべて外部の勢力から付けられたものだったという点である。彼ら自身、台湾の住民すべてを視野に収める包括的名称を持ちえなかったことは、彼らが政治的に成長していなかった事実を反映しているといえるのかもしれないが、この欠如の中にこそ、これから扱う社会問題の複雑性が潜んでいるのである。

しかし最近の動向は、台湾諸族の政治的成長を告げるのに十分である。1984年12月、各族は団結して「台湾原住民権利促進会（原権会）」を結成する。むろん、この会は唐突に結成されたものでなく、その背後には内外で高まりをみせた公民権運動の展開を見出すことが可能だし、何よりも「土地返還運動」やさまざまな差別撤廃運動という各族共通の社会問題があり、その共通性が新しい汎台湾的組織の誕生に駆り立てた、といっていよう。まずもってその組織で注目されるのは、「原権会」という名称自体であり、台湾諸族の集合体として「原住民」と自己規定したことに大なる関心をそそられる。「原権会」の機関紙『原住民（のち、台湾原住民）』創刊号では、そのことばを採用した理由が明示されている。すなわち〔台湾原住民権利促進会 1987：27-8〕、

原住民の英字は Aborigines、あるいは Indigenes であり、中国語に訳すと、土人、原住民、土着、とある地域の固有族群である。我々はその内「原住民」を採用した。——その理由は、いまだ正式に使用されておらず、たいへん純粋な名詞だからである。

たぶんこのことばは中国語起源の漢字ではなく、日本から中国へ伝わった借用語であろう。それはともかくとして、日本人からすれば、それは「ふん」と手垢にまみれたことばであるが、彼らにとっては未使用のことばなので、新鮮さを感じるのだろうか。ここでは彼らの立場を尊重して、原住民という用語を用いて記述していくことにしよう。それにしても、長い年月がかかったもので

ある。日本が来る迄は、タイヤル族には台湾が一つの島であるという認識はなかったし、昭和5年の霧社事件の当時でさえ、タイヤル族は、それもその一部のタイヤル族が二手に分かれて、つまり抗日側と親日側に分かれて戦ったぐらいだから、単一の族群意識はなかったことになる。戦後でさえ、タイヤル族が自己の族群の範囲をこえて、台湾諸族、つまり原住民の一員として自覚して行動したことはなかった。事情はブヌンやアミなどの他族でも同じだろうから、つい最近までは、これら台湾諸族はお互いに同胞という意識を持ち合わせていなかったことになる。こう考えれば、この原住民ということばの使用がいかに大きな意義をもっているのか、理解されることだろう。

原権会は、その機関紙『台湾原住民』8号にて、「台湾原住民族権利宣言」と題する声明文を発表しているが、その冒頭で「原住民(族)」の規定をし、かつ彼らのおかれていた状況を簡潔に述べている。いわく〔台湾原住民権利促進会 1988: 1〕、

台湾原住民族は炎帝・黄帝の子孫ではない。原住民はすべて南島語系 (Austronesian あるいは Malayo-Polynesian) に属す。

台湾原住民族は台湾島の主人である。

台湾原住民族はまさに種族絶滅の重大危機に瀕している。

主張ははっきりとしている。台湾諸族の出自は漢族と異なり、文化的には独自の存在であることを宣言しているのである。これがはらむ問題は重要である。客観的にみれば、文化的起源を共にするから、彼らの主観的世界においても同胞意識を確立しようと呼び掛けているからである。その呼び掛けを突き詰めていくと、日本、および中国政府が、過去百年にわたって採用してきた同化政策を廃棄すること、それに伴って、今までに失った諸権利を回復すること、これらが緊急課題として重要性を帯びてくる。共通の自己認識、共通の要求項目、これらを掲げて原権会の運動が沸き上がったのだが、地域性、個別性の世界を離れ、汎台湾的な運動が形成されること自体、彼らの数千年の歴史で初めての出来事であり、それゆえ、その歴史的意義が評価されねばなるまい。

2 土地返還運動

台湾原住民は、社会的・政治的にさまざまな困難に直面している。とりわけ、過去百年に及ぶ外部勢力の支配は、彼らの経済的基盤を突き崩し、かつ文化的認同を喪失させたからである。最近の運動は、こうした過去から堆積している忿懣を発散させ、諸権利の回復へ向けての出発であった。

いくつかの地域で大きな問題が発生している〔台湾原住民権利促進会 1987b〕。蘭嶼にはヤミ族が住んでいるが、原子力発電所の廃棄物処理場がこの島にできてしまったことがその一つなら、南投県信義郷東埔地区でおきた「祖墳掘り起こし」事件は、地元ブヌン族の誇りを傷つけたことで、これまた大きな問題になった。この地域はもとブヌン族の居住地であるが、観光地としても有名であり、そのため、一部地域の墳墓を美感を損ねるという名目で県政府は取り壊すという事件が発生した〔台湾原住民権利促進会 1987a, 1987b〕。風水思想に守られた豊かな来世の信仰をもつ漢族の墓ならたいせつに扱うだろうが、ブヌン族に対してはかくも冷淡に扱うところに原住民は憤りを感じるわけである。

圧倒的な漢族文化の優勢な中であって、原住民は常に劣位な立場におかれてきたのが、これまでの彼らの歴史だった。「蕃人」、「生蕃」という使い古された用語のなかに差別的思考の存在を認めることができるが、さらに具体的な形で原住民の劣性を説く考えが人口に膾炙している。ツォウ族に関わる、有名な「呉鳳の故事」にそれをみることができるし、それだからその話の中に隠された差別意識に対して原住民は意義申し立てをするのである〔台湾原住民権利促進会 1987b〕。

古い世代の日本人にもよく知られたこの故事は、首狩りを諫めた漢人、呉鳳の行為を英雄とし、その呉鳳の首を取ったツォウ族を野蛮と見立てる筋書きだった。日本時代には「滅私奉公」を説く教条的見本として利用されたこの故事は、この問題が発生するまで何の疑いもなく台湾の小学校の教材として使われてきた。だが、呉鳳自身、漢族の利益を優先する人物ではなかったかという指摘が出されている現在〔台湾原住民権利促進会

1987b)、首狩りの意義を明らかにしないで彼の行為を「義挙」として位置づけることは、漢族中心主義のイデオロギーを拡大再生産していることではかないだろう。

土地問題は厳しい社会情勢のなかで沸騰しつつある。この問題についての彼らの主張の中心的題目は、失われた土地所有権の返還を要求することにある。失われたというのは、日本および中国当局によって土地との結びつきが改変されたという歴史的事実に基づいていて、具体的には、日本統治以前に持っていた土地権を回復させようとする運動を指している。

土地とは、耕地、山林、河川、狩猟地などを指していて、その所有権についていえば、台湾諸族の間には少なからぬ変差があったのが実状である。南部の首長制を発達させたバイワン族、ルカイ族と北部のタイヤル族とでは土地所有の存在形態はいくらも異なる。たとえばルカイ族では、苦勞して開墾した特別な土地については私有権が認められていたが、たいていの土地についていえば、そこからの収穫物の一部は貢租として首長に上納しなければならず、こうして首長の権限の強さが浮き彫りにされていた。ただしその首長といえども、村人の同意なくしてかってに土地を処分できず、したがって土地の基本的所有主体は村落にあったことになる。

タイヤル族でもいくらかの変差が認められ、地域によっては私有制が維持された村もあったのに対して、村落共同体を保持してきた村も多く、そしてマイリナフ地方は土地の所有主体が村落にあるという例の典型だった。一般に焼畑耕作は2・3年で地味が痩せるので、別の土地を常に開墾していかなければならない。ところがマイリナフでは、いったん誰かが耕した畑でも、古くなって草が生えたままならば放置したとみなされ、そうなれば誰かが耕やしてもよかったのが旧慣時代の特色だった。それゆえ、村人には用益権があったのだが、土地所有の主体は村落におかれ、村人個人には土地の処分権が認められていなかった。いうなれば村落総有制だったのである。

山の稜線、あるいは河川などの自然物によって他村との領域が策定されていたので、このような村落の持つ土地はかなり広い領域にわたっていた

のがふつうであった。むろん、焼畑という移動耕作のためには広大な土地が必要である。しかしながら、このような広域を自己の領域とするにはさらに別の原因があり、鹿や猪などの狩猟に興じていた彼らにあって、まさに狩猟地の確保のため、広大な土地を必要としていたのである。

日本統治によって彼らの土地との結びつきはずいぶんと改変された。なんといっても彼らの頭上に君臨したのは「大日本帝国」であり、必要とあらば村人を移動ないし移住させるだけの政治的力を行使できた。その法的根拠は「蕃界」=「空き地」論だったが、その内容はすぐ後に述べるとしよう。事実として、タイヤル族ではこのような移動・移住が頻繁に繰り返された。ただし、日本警察は武力によって制圧していたとはいえ、現地の末端部分では教育や殖産政策などを通して植民地の実をあげるように努力していたので、霧社事件に伴う川中島への強制移住を除いて、このような移動・移住は巧みな戦術のもとで実施された。たとえば水田の導入をはかり、そのために今まで稜線付近に散在していた家々を一つの集村にまとめあげたり、高山に位置する寒冷地の村を平地帯に移住させてみたりした。後で触れるように、平地に比較的近かったマイリナフ一帯はこのような政策をもろに受けたのである。

さらに重要なことは、北部山地で多量に産出される樟脳をはじめ、さまざまな木材資源を確保するという政策に基づいて、植民地当局は領台当初から山野の支配権を確立していたということである。政策や制度は幾多の変遷をみたのだが、基本的な点は不変だった。つまり広大な領域を国有林(官有林)と規定したことが、そうである。『理蕃誌稿』第一編の明治30年の条には、「蕃人蕃地の特別政務のため、「撫墾署長心得要項」が収録されていて、それを読むと何の疑いもなく、原住民の土地を日本国家の土地であると決めつけているのがわかる。すなわち〔台湾総督府民生部蕃務本署1911:30〕、

蕃地ニ至リテハ山林ハ彼等ノ城壁、狩猟区、棲家タルノ状況アリ。是等ノ山林ハ総テ官有ト見做スベキハ勿論ナリ……………

その後、実状に合わせ、彼らの所有地(保留地)を認める政策をとったのだが、昭和3年の段階

で、一人当たりの保留地の最高限度を3ヘクタールと定めた〔萩野敏雄 1975:468〕。台湾諸族全体での当時の人口を推定8万として単純計算すれば、おおよそ24万ヘクタールが定住地、耕作地、用材燃材採取共用地、その他のための土地として彼らの手元に残った勘定になる。だがなんと言おうとも、この『理蕃誌稿』の文面が語る内容は、彼らの昔からの土地所有権を認めないということではないか。台湾諸族の住む土地は「蕃界」であり、植民地当局にとっては「空き地」に等しいという論理が、この文面から容易に読み取れよう。

戦後、中国政府のとった土地政策は基本的には日本時代の踏襲である。そして1958年から1966年にかけて全面的に土地測量を実施した。その終了時点で、台湾全土での山地保留地の総面積は24万ヘクタールであった〔中央研究院民族学研究所 1983:114〕。これは台湾全土の総面積の約7パーセントである。この土地測量の段階で、それまで使用していた土地の個人私有が認められたが、他方広大な林野が山林営林署の管轄する国有地として登記された。

さて、近年に成立した原権会は、一連の権利回復運動の一環として、原住民たちの祖先が持っていた土地すべての返還を要求する運動を展開した。1988年7月には「台湾原住民族還我土地運動連盟」が成立したし、この年の八月には、台北市で土地返還を求めての示威行進が行なわれた。これはすこぶる重要な意義を持っている。それは台湾諸族が一つにまとまった初めての出来事であったからだし、個々の狭い族群の範囲を越えて共通の権利を追求し始めた最初の機会だったからである。ここに初めて原住民という概念が実質を持ち始めたということができよう。

こうした運動の高まりは、マイリナフにも確実に波及していった。もう一度、マイリナフの地形および近年の歴史を振り返ってみよう〔山路勝彦 1984〕。汶水川を遡ったところにタビラス、この川を挟んでその対岸にサヘヤンというように二つの村落が日本の到来までであった。しかし昭和になって日本当局はこの流域に二つの村落を設立した。すなわち、現在のツァワシエク（横龍山）とサブロクである。同じタイヤル族だが、かつては仇敵関係にあった村であり、とりわけ後者は、日本当

局の勧告に基づいてマイリナフの二つの村に近接する場所に土地を分与され、村建てしたという経緯がある。だがマイリナフの地付きの住民の間には、自己の土地、それも水田を無理やりに削られたという思いが今なお消え去ってはいない。

もっと重要な問題は、タビラス村の上流域、現在の横龍山村付近に温泉がでることである。日本時代、ここに警察が「上ノ島温泉」という名称を与え、「警察招待所」を設けていた。かなり良質の温泉で、日本軍は傷病兵の治癒を目的として盛んに利用していたことがある。戦後になってここは国有林の一部に編入され、林務局の管理するところとなっている。しかし奇怪なことに、地元の警察はこの温泉を管理し続け、「営業許可証」を掲げ、入浴や旅館の収益を警察のものにしているのである。

だが、この論理はおかしいと村の識者は気が付き始めた。温泉はタイヤル語でウライ ulai というが、昔から皮膚病などの治療に彼らは利用してきたのであり、しかもこの温泉自体タイヤル族の領域の中にある。今は転出したが、かつてはマクマカウ Maqmaqau と称するタイヤル族の一系統がここに居住していたし、さらに、この一帯には彼らマイリナフの祖先が竹藪を植えた地所もある。そうしてみると、どこからみても、この付近の国有林、そしてその中の温泉の所有権はタイヤル族に属し、政府の管轄するものではないという論理が正当性を帯びてくる。それだから、村の識者は、この土地の返還、最低限、温泉の経営権の返還を求めて異義申し立てを行なったのである。

状況は決して楽観できるものではないにしても、この運動は孤立したものではない。たとえば、宜蘭県下のタイヤル族も、1989年になって土地政策の見直しを求めて集会を持った。劣悪な生活環境におかれていることへの抗議、そして祖先の使用していた土地の返還、こうした主張は今後も高まっていくだろう。だが、こうした運動が芳しい成果を生んでいくという保証は必ずしもない。この運動の難しさは、何よりも次のような意識のずれのなかに見出せる。すなわち、原住民は土地返還という事象を「帰還」という概念で把握しているのに対して、政府は「増編」という用語で処理しているのである。この表現のずれのなかにも、土

地に対する双方の関わり方の相違が浮き彫りにされているのを読み取ることは、きわめて簡単である。「帰還」ということで、日本統治以前の原状に復帰することを彼らは主張し、「増編」ということで、多少の譲歩は認めても、基本的には政府は日本時代から引き継いだ現状を守ろうとしているのである。この政府の態度には日本時代から引き継いだ「空き地」論が今だ強い根を張っているのがはっきりとみえる。

3 オーストラリアと台湾

1988年1月26日の「オーストラリア・デー」は、オーストラリア国民にとりわけ重要な意義をもっていた。フィリップ提督の率いる移民船団がシドニー湾に上陸したのが、ちょうど二百年前のこの日であり、それを祝う盛大な祝典が、イギリスからチャールズ皇太子夫妻を招き、シドニー観光の名所オペラ・ハウスの前でとり行なわれた。しかし、この行事に反対する集会が、オペラ・ハウスを見渡せる対岸で開かれたことも印象深い光景だった。この抗議集会を開いたのはアボリジニーであり、彼らはこの日を先祖からの土地を取り上げられた日として位置づけ、この二百年祭に抗議したのである。

アボリジニーとは、概括していえば、数万年前にアジアの地からこの大陸にわたってきた人々の子孫を指している。何万年もの永きにわたって狩猟・採集の経済を営み、広大な大陸を生活の基盤として生きてきた人たちである。だが、国家的規模での政治組織を持たなかった彼らは、優秀な武器を誇るイギリス人の前に破れ去り、以後、この大陸はイギリスの開拓植民地になってしまった。

イギリスの支配下での彼らの生活は悲惨であった。祖先からの土地を追い立てられたし、徹底的な同化政策も採用された。小さな子どもたちはその政策の格好の標的だった。親元から引き離され、訓練キャンプに連れて行かれ、手習い仕事を学ばさせられ、それから牧場やヨーロッパ人の家庭に送りこまれ安価な労働力として徹底的に利用された過去もあった。

悲惨だった過去は1960年代に転機を迎えた。そ

の時代は世界的に公民権運動の高まったときで、アボリジニーの世界にもその波は押し寄せてきた。それに先立ってアボリジニーによるストライキなどの抵抗運動も地域的にはみられたが、画期的出来事は、1958年に、「全国アボリジニー向上会議」(FCAA=Federal Council for the Advancement of Aborigines) が結成されたことである。その意義は、アボリジニーが全国的立場から団結したということに求められる。オーストラリア大陸には現在、二百数十の言語集団があるとされ、彼らは、かつて彼ら自身で独自の生活領域もっていて、広い大陸を割拠・遊動していた。当時存在していたのは、ピチャンチャチャラ族(Pitjantjatjara)であり、ワルピリ族(Walpiri)であり、つまりは個々の族群の範囲を越えた政治的集合体はなかったのである。それが、その会議の名称からわかるように、自己をアボリジニーと規定し、かつ全国的な組織化を成し遂げたのであって、この点で画期的であったといえる。このようにみえてくると、台湾の「原住民」運動は、オーストラリア・アボリジニーの辿った軌跡とすこぶる似ている事実に気づくことであろう。

アボリジニーが自己の要求を主張するとき、その最大の眼目は土地権の返還にあった。イギリスの植民地下にあって一切の土地所有を認められていなかった過去を振り返れば、彼らと土地との関係がいかに複雑に展開されてきたのか、およその察しがつくというものだろう。実際に、彼らの土地闘争は紆余曲折したものであった。

ノーザン・テリトリー州の北部、アーネムランドにイールカラ族(Yirrkala)が住んでいる。1963年、その居住地のゴープ半島に多国籍企業のナバルコ社が政府から土地を借り受け、ボーキサイト関係の鉱山会社を設け、活動を開始した。だが、伝統的な土地を取り上げられた彼らは、裁判所に土地権回復の訴訟を起こす。訴訟を起こしたのは三人の男と七つの氏族である。三人のうち、二人は彼らの氏族のそれぞれの代表としてその土地の所有権を主張し、他の一人は、この二つの氏族から用益権を与えられていた残りの氏族の代表として、この裁判の訴訟人となった。

ブラックバーン判事は1971年に判決を下し、この訴訟を却下した。人類学的資料を総動員して下

されたこの判決の結論は明瞭である。すなわち、特定の氏族が特定の土地と結びついている証拠は得られなかった、ということである〔McCorquodale, J. 1987: 324-6〕。人類学界にも、社会運動家にも、そして当のアボリジニーにも、この裁判の反響は大きかった。

むろん、人類学内部では古くより土地とバンド、そして氏族との関連が議論されていた。その古典的議論は、ラドクリフ＝ブラウンのホールド理論にまで遡ることができる。カリエラ族の調査から帰結して、彼は採集・狩猟の単位をホールドと名付け、それを「財産権 (estate)」を持つ「法人 (corporation)」と規定したのは有名だが〔Radcliffe-Brown, A. R. 1935 (1952: 34), (青柳まちこ訳 1975: 48)〕、狩猟・採集する領域内の土地を所有する単位は氏族集団だとするこの理論は、のちに厳しい反論を受けた。たとえば、ハイアットの結論に従えば、バンドと氏族との関係は、こうである〔Hiatt, L. R. 1962: 286〕。

彼ら（トーテム集団の成員）はふつういくつかのコミュニティに分かれ住んでいて、そのコミュニティは数個のトーテム出自集団の成員を含んでいる。彼らは自己以外のトーテム集団の領域にまでいつも食糧調達におもむく。

ハイアットに従って、このホールド（バンド）理論を何ら現実性を持たない人類学者の創作物だとすれば、まさにゴープ訴訟の判決はラドクリフ＝ブラウン以来の人類学の空虚性を突いたものといえる。その訴訟のなかから判明してきた事実は、氏族はいくつかのバンドの中に散在し、それゆえ、狩猟・採集する領域は排他的に特定の氏族と結びついてはいない、ということだった。言い換えれば、彼らにとっての土地との結びつきは、氏族の自立性を否定してまでも広範囲にわたっていた、ということである。

シドニー大学のハイアットを代表とする陣営は、その後、土地所有を主題とした共同研究の成果を発表している〔Hiatt, L. R. ed., 1984〕。その序文で彼は、アボリジニーと土地との関わりについて包括的な展望を試み、アボリジニー社会の特色を抽出しつつ、結論として、父子接統 (patrilineal) の概念は大切だとしても、それ以外の

社会関係の重要性を強調する〔Hiatt, L. R. 1984: 9〕。

希少財や社会的地位を競うさい、諸個人は、母子接統、誕生地、懐妊地、父の埋葬地、神話ゆかりの地、長期間の居住地など、他のさまざまな公認された資格に訴える。

土地所有をめぐるいくつかの重要な議論が、この時期に登場している。そして注目すべきことには、この議論はさらに奥行を広げ、英語でいう「所有 (ownership)」という概念それ自体を検討する場をも作り出していったことである。ガムバードの論考をみておこう。彼は積極的にメーギットの調査したワルピリ族を再検討し、ギラとグルヌルとの関係を話題にしている。ギラは自己の父系氏族をいい、グルヌルは母の出身せる父系氏族のことである。アボリジニー自身は、英語を用いるとき、それぞれに「所有者 (owner)」と「管理者 (manager)」という訳語をあてている。しかしながら、問題の危険性はこの訳出の中にあつた。なぜなら、彼らは母の出身せる氏族に対しても、自己の父系集団の場合と同じように、権利と義務を持っていたからだ〔Gumbert, M. 1981: 113-5, 1984: 86-90〕。

アボリジニーにとって、土地とは譲渡できるものではなく、しかも排他的に利用するものでもなかったのであり、こうした点で、英国法でいう「財産権」もしくは「所有権」という概念は通用すべきものではなかった。そればかりか、英国法でいう「所有」の概念自身の再検討も必要になるはずである。予め断っておくが、所有概念をめぐるここでの議論は、あくまでも生活を営むうえでもっとも基本となる土地をめぐるものである。タイヤル語では、広義の財産を指す語として、キナホルとカラカラフとがあり、前者は水田、畑、山林などの不動産を指し、後者は鍋、釜、農具などの品物を指すが〔山路勝彦 1985: 77〕、言うまでもなくここで問題にするのはキナホル、つまり土地についてである。加えて、タイヤル語の世界では、日本語の所有に相当する語意としてキヤなることばがあつたのを思い起こしていただきたい〔山路勝彦 1986: 64〕。元来、その語には、1) 存在、2) 所持、3) 所有という三種の意味があつた。こうした多義の意味をもつこと自体、所有概念には複雑

さがつきまとうことを暗示しているのだが、ここで問題にするのは、さしずめタイヤル語をもって説明すれば、そのうちの3)所有の意味としてのキャである。

こうした点に注意を払ったうえでタイヤル族を考えると、村落を主体とした総有的な共同所有形態がこの社会には存在していたといえる。しかし、アボリジニーの社会ではまったく状況が異なる。たとえばマードゥジャラ族 (Mardudjara) では、地域組織あるいはバンドは流動性に富んでいて、その成員権は排他的ではないし、その境界についての意識も漠然としたものでしかない [Tonkinson, R. 1978: 49]。人々の移動、そして特定の集団への帰属に制約がさしてないとするれば、言い換えるとキャンプ地への加入が自由なら排他的な「土地所有権」という概念は有効性をもちえようか。むしろ遊動生活を楽しむ彼らは、心底からの「自由人」であり、所有の概念のもつ排他性から解き放たれていたのではあるまいか。

同じ状況はアフリカのカラハリ砂漠に住むコイサン諸族の狩猟・採集民にもみることができる。確かに、この社会でも「品物」についての所有権は明確に認められる。だが、土地についてはどうであろうか。彼らの居住集団は、「開放的で常に流動的であり、集団の構成は変異に富んでいて、「テリトリーの所有もみられず、一定のメンバーシップももたない」という [田中二郎 1961: 140]。いいかえると、キャンプを構成する人たちは、常に離合集散を繰り返しながら移動をしているのであって、それならば排他的な土地所有という観念は存在しえないことになろう。こうしてみると、「所有」という概念にふへん的な実在性を求め、その無制約的な適用を図る試みは危険なこととなる。

ところが、さきのゴープ訴訟では英国法にしたがって審理が展開されたのであり、出発点からアボリジニーの立場を容認していなかった。その結果は明白であった。したがって1788年当時、二つの氏族がその土地に「所有権」を持っていたかを争ったゴープ訴訟は、そもそも敗けるべくして敗けたということになる。「所有権」の中身の吟味をせずに、英国法の適用を図ることによって、裁判所当局は、アボリジニーの仕掛けた裁判に最初か

らアボリジニーを排除していたのである。

この裁判ではイギリス王室とアボリジニーとの歴史的な関係が示されたことでも、大切な意味もっていた。すなわち、オーストラリアを「征服植民地」ではなく「開拓植民地」とみなし、1788年の入植以来、この大陸は英国法によって支配されてきたとの立場が確認された。「征服植民地」、つまりアメリカ大陸のように住民を武力的に征服して築いた植民地と違って、オーストラリアは、「野蛮人」が住んでいただけの土地にすぎず、その「野蛮人」は土地についての法的な扱いなどできるはずはないので、この広大な大陸は法的には「空き地」だったという見解が、「開拓植民地」ということばで含意されたのである [Maddock, K. 1982 (松本博之訳 1986: 30-31), Maddock, K. 1983: 9-32]。

アボリジニーにとっては苦い敗北だったが、この裁判は彼らの権利回復運動に大きな波紋を投げかけたという点で歴史的意義もっていたといえる。なによりも、この裁判に前後してアボリジニーの運動は全国的に広がっていった。1972年には、政府のアボリジニー政策に抗議するため、キャンベラの国会議事堂前に仮設テントの「アボリジナル大使館」が建てられたこともあった。だが、多くの運動が渦巻く中、1972年暮れに労働党が政権をとって、状況は変わり始めた。「アボリジナル問題省」が新設されたりして、着実に変化は起こった。画期的な成果は、1976年に公布され、翌年1月26日に実施された「アボリジナル土地権法 (ノーザン・テリトリー)」の中にもみることができる [McCorquodale, J. 1987: 13]。この法令に基づいて「アボリジナル土地財団」が設立され、それが土地権を持つこと、土地評議会が設立され、彼らの伝統に沿って土地を守る権利が法制化されたこと、これらの点で前進をみたのは確かである。

だからといって、これですべてが終わったわけではない。たとえば、ノーザン・テリトリー州を例にとると、アボリジニーの人口は州全体の25パーセントだが、主要五都市を除いた人口比では65パーセントを占めている。にもかかわらず、自由保有権の認められた土地は全体の25パーセントにすぎない。ニュー・サウス・ウェールズ州に至っ

ては、州全体のたった0.005パーセントにすぎない〔Harris, S. 1979 : 49-50〕。こうした数字の中にも土地問題の複雑さが知れるだろう。

さて、このようなオーストラリア・アボリジニーの一連の権利回復運動を省察していくと、台湾原住民のおかれている状況がはっきりと浮かび上がってくる。植民地化の歴史をみていくと、イギリスおよび日本の当局がともに両者の居住地域を「空き地」とみていたことで通底していたからである。これに関する先行研究としてニューウェルの名をすでに挙げておいた。彼の論点は多岐にわたっているが、その基本点は、オーストラリアと台湾の双方が植民地当局によって「空き地」とみなされ、開拓されてきた歴史をもっていること、そして奇しきことに、近年の動きとして、個々の族群の水準を越えて原住民であること意識 (Aboriginality) が両者ともに生成されてきていること、これらを論じるものであった。〔Newell, W. H. 1988 : 7-8〕。とりわけ後者はエスニック・アイデンティティの形成に関わる問題であり、その形成自体が土地問題を基軸として発展してきた点で、きわめて注目されるのである。

台湾でのエスニック・アイデンティティの問題を考えると、キリスト教の果たす役割を考えておかねばならない。彼もその論考で十分に配慮を施しているが、なかでも興味深い指摘は、台湾原住民とキリスト教、とりわけ長老教との関係を論じた件である。オーストラリアのばあい、キリスト教は「ドリーム・タイム」と呼ばれる神話的世界のなかに包摂されてしまったが、台湾ではいささか事情が違う。台湾でのキリスト教の布教自体はかなり古いが、本格的に活動を開始したのは戦後になってからであり、現在では主に天主教と長老教とが大きな勢力となっている。こうした布教活動はまたたくまに行なわれ、その結果、彼らの伝統的な宗教は衰退していく。代わってどの族群に属していても同じ内容のキリスト教がみられるようになったが、この事実は重要である。なぜなら、台湾諸族を通じてキリスト教は共通の基盤を提供する存在になったからだ。「キリスト教の諸宗派のうちのどれかは、今や台湾諸族の宗教なのである」〔Newell, W. H. 1988 : 9〕。

汎台湾的な原住民意識を作り出すのにキリスト教、とりわけ長老教が大きな貢献をなしたことは、まったく疑えない事実である。台湾原住民の、推定ではその四割が長老教の信徒であることに加えて、「原権会」が結成されたとき、その活動家の約三割が花蓮市近郊の「玉里神学院」出身だったことは〔謝世忠 1987 : 83〕、汎台湾運動の性格を決定づけたと考えてよい。この神学校は長老教が設立した牧師養成のための古い専門訓練機関なのだが、成り行きからして「原権会」や「台湾原住民族還我土地運動連盟」の活動に深く関わり、この機縁で会議場はたいてい各地の長老教会でもたれるようになった。端的にいえば、こうした運動は長老教会の後押しで進められているわけで、長老教はこの運動のいわば尖兵の役割を負っているともみることができよう。

土地問題をめぐって展開される一連の権利回復運動、そしてその運動を精神的に支える長老教の存在、これらこそが汎台湾運動の要である。だが、過去の「空き地」論は清算されていないので、いぜんとして困難な状況は続いている。なんといっても、国家自体を相手にして運動は進めねばならず、その難しさは容易に推察できる。しかしながら、困難な状況はそれだけに潜むのではない。権利回復を目指すこの運動自体には決定的な二つの弱点が潜んでいるからである。一つは言語の問題であり、彼らの間で意思の疎通をはかるのに、北京語を用いねばならないという現実である。日本時代、日本語が公用語として通用していたのに対して、今はその代わりを果たしているのが北京語である。だが、日本語であれ、北京語であれ、それらは彼らの伝統からすれば、外在的な言語にすぎない。自己の権利回復を求めるのに外在的な言語を使わねばならないとは、これはまさしくパラドックスである。しかも憂いべきことは、今の子どもたちを取り巻く環境には、母語を忘れ、北京語の世界に浸り切っているという状況がある。

「原権会」にとって厳しい状況は、まだ他にある。それは認同それ自身に直接的に関わる事柄である。オーストラリア・アボリジニーを引き合いに出しながら考えてみよう。彼らは今にドリーム・タイムの世界を伝えている。ドリーム・タイムとは彼らが語り伝えてきた遠い神話時代のこと

である。その神話では、天地創造と万物の起源が説かれ、神々の偉大な活躍が語られる。今ある世界がいかにつづられたのかを説く、この悠か遠い時代の神話は、けだし、過去の時代を語るだけの遺物ではない。過去と現在の時代を超越して、現代に生きる人たちの存在理由を説明しているのであり、それだから、この神話なくしては彼らの存在する根拠は無くなってしまふ。彼らの人生に意味を与えるもの、それがこのドリーム・タイムの神話である。

それに比べて、台湾原住民の近年の歴史は悲劇だった。日本当局は彼らの伝統を切り崩した張本人だったし、ついで中国の世になってみれば、一段と伝統の破壊は進展してしまつた。当の長老教でさえ、キリスト教の教義と相容れないような伝統的な世界観や儀礼を締め出してしまつたではないか。こうした状況のもとでは、もはや彼らの「ドリーム・タイム」の復活は難しいといわねばなるまい。そうしてみると、彼らの認同、つまりアイデンティティを確固のものとして作りあげていく方途はどこに残されているというのだろうか。今なお、難しい宿題を抱え込んでしまつているのが、現実である。けれども、現代史の流れがマイノリティの権利復活の方向に向かっていると考えるなら、そして土地返還を旨として彼らマイノリティが同一の土俵で連帯したというなら、「台湾原住民」の誕生は大いなる進歩であり、彼ら数千年の歴史のなかで未だかつてなかったほどの躍進の時期を迎えつつある、ということができよう。それならば、この運動がどのような展開をしていくのか、いま少し見守ることにしよう。

引用文献

中央研究院民族学研究所 1983『山地行政政策之研究
與評估報告書』
Gumbert, M. 1981 "Paradigm Lost: An Analysis
of Anthropological Models and their Effect on
Aboriginal Land Rights" *Oceania* 52-2: 103-
123.
——— 1984 *Neither Justice, Nor Reason*. Univ.
of Queensland Press.
萩野敏雄 1965 『朝鮮・満州・台湾林業発達史論』
林野弘濟会。

Harris, S. 1979 *It's Coming Yet...: An Aboriginal
Treaty Within Australia Between Australia*.
Griffin Press, Adelaide.
Hiatt, L. R. 1962 "Local Organization among the
Australian Aborigines" *Oceania*. 32: 267-86.
——— 1984 "Introduction" in Hiatt, L. R. ed.,
Aboriginal Landowners (Oceania Monograph 27)
——— ed., 1984 *Aboriginal Landowners*. (Oce-
ania Monograph 27)
イバン・ユカン 1989「台湾の主人として——少数民族
青年は訴える」『世界』525号(1989年3月号)
Maddock, K. 1982 *The Australian Aborigines*.
Penguin Books. (松本博之訳『オーストラリアの
原住民』頸草書房)
——— 1983 *Your Land is Our Land*. Penguin
Books.
McCorquodale, J. 1987 *Aborigines and the Law: A
Digest*. Aboriginal Studies Press, Canberra.
Newell, W. H. 1988 The Third Presbyterian The-
ological College and the Creation of Ab-
originality in Taiwan. (manuscript. 1988年12
月, 中央研究院にて発表。1989年4月22日, 引用
を許可される)
Radcliffe = Brown, A. R. 1935 "Patrilineal and
Matrilineal Succession" *Iowa Law Review* 20-2,
in *Structure and Function in Primitive Society*.
(1952) Cohen and West. (青柳まちこ訳『未開社
会における構造と機能』1975 新泉社)
謝世忠 1987『認同的汚名』自立晩報社, 台北。
台湾原住民族権利促進会 1987 a『原住民(会訊)』
4号。
——— 1987 b『原住民——被圧迫者の吶喊』台湾
原住民権利促進会, 永和市, 台湾。
——— 1988『台湾原住民(会訊)』8号。
台湾総督府民生部蕃務本署 1911『理蕃誌稿』台
北市。
田中二郎 1961『ブッシュマン』思索社。
Tonkinson, R. 1978 *The Mardudjara Aborigines*.
Holt, Rinehart and Winston.
山路勝彦 1985「タイヤル族の親族観念」『関西学院大
学社会学部紀要』51号
——— 1986「タイヤル族の慣習法と贖罪、祭祀およ
び共同体」『関西学院大学社会学部紀要』53号
——— 1987 a『台湾タイヤル族の社会生活誌——
慣習法、穢れと贖罪、そして産育慣行』(未刊, 社会
学博士学位論文)
——— 1987 b「タイヤル族の社会変化、そして、
人々は歴史に淀んだのか」『関西学院大学社会学部
紀要』55号。